

令和四年三月十一日提出  
質問第三一一号

副大臣、大臣政務官、総理補佐官の資格要件に関する質問主意書

提出者 伊藤俊輔

副大臣、大臣政務官、総理補佐官の資格要件に関する質問主意書

副大臣、大臣政務官、総理補佐官の資格要件に関し、以下、質問する。

一 国務大臣の資格要件の一つとして、憲法第六十六条第二項に「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない」と定められている。

この規定には、副大臣、大臣政務官、総理補佐官も含まれるかどうか。政府の見解を明らかにされた  
い。

右質問する。